

スタートアップ支援拠点整備に係るコミュニティ形成事業業務委託仕様書

1 委託業務名

スタートアップ支援拠点整備に係るコミュニティ形成事業業務委託仕様書

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日までとする。

3 事業の目的

山梨県では、山梨県立青少年センター旧本館（※）の改修により、スタートアップ支援拠点（以下「支援拠点」という。）の整備を進めており、令和4年度には、基本計画（※）を策定したところである。

本事業においては、支援拠点の令和7年中の開業に向け、開業当初から有効に施設を活用できるよう、スタートアップのコミュニティ形成に向けてイベントの開催を行うとともに、コミュニティ形成が図られるよう施設の機能や空間づくりについて提案し、実施設計に反映できるよう、助言・調整を行うことを目的とする。

※ スタートアップ支援拠点に改修予定の施設概要

名称	山梨県立青少年センター旧本館
所在地	山梨県甲府市川田町517
構造	鉄筋コンクリート造/5階建
面積	延べ面積：2,543.31㎡、建築面積：548.82㎡

※ 基本計画の内容や策定資料については、県ホームページの本事業の募集ページに掲載してありますので、本事業に募集する際には、必ず目を通してください。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる（1）から（3）の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際のプロポーザル提案書に記載した事項のうち、山梨県の指示するものについては実施すること。

また、企画提案に当たっては、必ず基本計画書を熟読すること。

（1）調査・企画業務

支援拠点におけるスタートアップの集客についての課題を調査し、そのための対策を検討し、集客のための戦略を策定する。また支援拠点における支援体制についてリサーチし、支援者となる専門家を開拓する。

- ①支援拠点を中心としたスタートアップ・コミュニティが形成されるため、ニーズ調査や課題・対策について調査・研究
- ②支援拠点において集中的に支援すべきスタートアップの領域の立案
- ③支援拠点における集客戦略の策定
- ④支援体制整備のため、支援者となる専門家のリサーチや候補者へのヒアリング

（2）スタートアップ・コミュニティ形成業務

開業後の支援拠点を整備直後から有効に活用していくため、スタートアップの集客イベントを開催してスタートアップとの交流を促進し、支援拠点開業後に利用が見込まれるスタートアップについて、予めコミュニティ形成を図っていく。

- ①山梨県内の支援団体や施設を巡る山梨ツアーなど、山梨県におけるスタートアップのコミュニティ形成のためのイベント開催

②コミュニティ形成のための継続的なフォローアップや情報発信

(3) スタートアップ支援拠点プロデュース業務

令和4年度に作成した支援拠点の基本計画に基づき、多くのスタートアップが集まり、コミュニティ形成が図られるよう、求められる要件について整理し、空間作りについてデザインの提案などを行う。

また、コミュニティ形成の中心となる2階フロアにおいて、カフェやラウンジなどの活用したコミュニケーションについて調査・研究し、その整備方法や活用方法などについて助言や提案を行う。

①支援拠点の空間作り（レイアウト、外装、内装、家具等のデザインなどを含む）や機能、設備についての与件を整理し、助言や提案

②カフェや厨房を活用したコミュニケーションについて、その在り方や整備方法、オペレーションなどについて助言や提案（3カット以上のパースを作成すること）

※（3）については、別途、営繕課で令和5年度中に策定する「実施設計」に反映できるよう、営繕課及び実施設計の受託会社と連携を図るほか、必要に応じて打合せに同席すること。

5 実施について

① 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。

② 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。

③ 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

6 提出書類

受託者は、本業務の着手にあたり次の書類を提出しなければならない。

① 主任技術者（経歴書を添付すること）

※主任技術者は一級建築士の資格を有し、受託者の組織に所属していること。

② 工程表

③ 個人情報保護に係る責任体制報告書

7 貸与資料

委託者は、本業務の実施にあたり必要な図書およびその他関連資料を受託者に貸与する。また、受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに返却する。

なお、貸与された資料については、その重要性を勘案し、第三者に貸与等をさせてはならず、取扱および保管に十分注意すること。

8 事業報告

委託業務終了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出することとする。

① 受託者は、下記のとおり成果物を作成し、令和6年3月29日までに納品すること

② 成果物の様式は、紙媒体3部及び電子ファイルとする。

③ 成果物は契約満了日までに持参すること。

9 委託業務の成果物について

委託業務に係る成果物の著作権は県に帰属するものとする。

10 遵守事項

① 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。

② 山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規定を遵守すること。